その他の遵守すべき事項

【構造規格の遵守】

ボイラー・圧力容器は、構造規格に適合させる必要があります。

【ボイラー技士など有資格者による取扱い】

ボイラーの取扱いは、ボイラー技士などの有資格者が行わなければなりません。

【取扱作業主任者の選任】

ボイラー・第一種圧力容器については、ボイラー技士などの有資格者のうちから、取扱作業主任者を選任しなければなりません。取扱作業主任者は、規則に定められた職務を行わなければなりません。

【ボイラー整備士による整備】

一定規模以上のボイラー・第一種圧力容器の整備は、ボイラー整備士が行わなければなりません。

【ボイラー据付け作業の指揮者】

一定規模以上のボイラーの据付けの作業を行うときは、必要な能力を有する者のうちから、作業の指揮者を定めなければなりません。

【ボイラー・第一種圧力容器の据付位置等】

- ボイラー室は、原則として2以上の出入口が必要です。
- 検査、取扱い等に支障がない位置に据え付ける必要があります。
- ボイラーは、可燃物との間に一定の距離が必要です。

【附属品の管理】

ボイラー・圧力容器の附属品については、安全弁の吹出し圧力の調整などの管理が必要です。

【掲示等】

- ボイラー室等には、関係者以外の者の立入禁止について掲示しなければなりません。
- 検査証並びに取扱作業主任者の資格、氏名、職務を設置場所に掲示しなければなりません。

検査検定実施機関及び各種法令　下記のURL又は2次元コードのサイトにてご確認ください。

検査検定実施機関一覧（分野別情報）	ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー構造規格	圧力容器構造規格	小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html	https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74013000&dataType=0&pageNo=1	https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74aa4863&dataType=0&pageNo=1	https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74aa4862&dataType=0&pageNo=1	https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74058000&dataType=0&pageNo=1

厚生労働省ホームページ　https://www.mhlw.go.jp/index.html

ボイラー・圧力容器の製造許可・検査・検定制度についてご理解ください

製造・輸入・設置・使用に携わる皆さまへ

ボイラー及び圧力容器は、労働安全衛生法に基づき、製造許可・検査・検定制度が設けられています。

ボイラー・圧力容器とは

ボイラーとは

ボイラーとは、燃料や電気を使って蒸気や温水をつくり、他の設備に供給する装置です。圧力や規模によって、ボイラー、小型ボイラーの二つに区分されます。

圧力容器とは

圧力容器とは、内部に大気圧における沸点を超える温度の液体や圧縮された気体を保有する容器です。内部に保有する物質の状態や圧力、内容積等によって、第一種圧力容器、小型圧力容器、第二種圧力容器の三つに区分されます。

※その他圧力や規模等が小さいもので簡易ボイラー、簡易容器と呼ばれているものがあります。検査等の義務はありませんが簡易ボイラー等構造規格を遵守しなければなりません。



製造許可・検査・検定制度の対象

ボイラー・第一種圧力容器

- **製造するとき：**製造許可、溶接検査、構造検査
- **輸入するとき：**使用検査
- **廃止したものを再び設置・使用するとき：**使用検査
- **設置するとき：**設置届、落成検査
- **使用しているとき：**定期自主検査、性能検査
- **変更するとき：**変更届、変更検査
- **休止するとき：**休止報告、使用再開検査
- **廃止するとき：**検査証の返還

※移動式のボイラー等については、上記と一部異なります。

小型ボイラー・小型圧力容器・第二種圧力容器

- **製造するとき：**個別検定
- **輸入するとき：**個別検定
- **設置するとき：**設置報告（小型ボイラーのみ）
- **使用しているとき：**定期自主検査

制度の詳細は中面をご確認ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ボイラー・第一種圧力容器の製造許可・検査制度

輸入するとき

指定外国検査機関による検査

外国で指定外国検査機関の検査を受け、構造規格に適合していることを明らかにした基準等適合証明書の発行を受けることができます。

再び使用するとき

※廃止したものを再び、設置、使用するとき等は、改めて使用検査を受ける必要があります。

製造するとき

製造許可

機器の設計審査

製造設備等の審査

製造しようとするときは、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の製造許可を受ける必要があります。
製造許可のうち設計審査は、令和7年の法改正により、登録設計審査等機関が行うこととなりました。
製造許可申請は、設計審査の結果を示した書面を添付する必要があります。

※登録設計審査等機関がない地域では、設計審査はこれまでどおり都道府県労働局長が行い、また、製造時等検査は登録製造時等機関又は都道府県労働局長が行います。

ボイラー・第一種圧力容器を製造したときは、登録設計審査等機関による溶接検査、構造検査を受ける必要があります。

製造時等検査

使用検査

登録設計審査等機関による使用検査を受ける必要があります。
基準等適合証明書をもって、水圧試験など実機の検査に代えることができます。

溶接検査
↓
構造検査

設置するとき

設置届

設置工事開始の30日前までに、所轄労働基準監督署長に設置届を提出する必要があります。

落成検査

設置後、使用する前に所轄労働基準監督署長による落成検査を受ける必要があります。

検査証交付

落成検査に合格したボイラー・第一種圧力容器には検査証が交付されます。検査証の有効期間は原則1年となっています。

使用するとき

定期自主検査

1月以内ごとに1回、定期に、自主検査を行わなければなりません。

性能検査

検査証の有効期間の更新を受けるためには、有効期間満了日前に登録性能検査機関による性能検査を受ける必要があります。性能検査を受けるときは、原則として、毎回内部を冷却し、掃除し、その他性能検査に必要な準備をしなくてはなりません。有効期間満了日を過ぎた場合は使用できません。

申請先・検査実施者
- 所轄都道府県労働局長
- 所轄労働基準監督署長
- 登録設計審査等機関（登録設計審査等機関がない場合は、登録製造時等検査機関又は都道府県労働局長）
- 指定外国検査機関
- 登録性能検査機関

小型ボイラー・小型圧力容器・第二種圧力容器の検定制度

輸入するとき

指定外国検査機関による検査

外国で指定外国検査機関の検査を受け、構造規格に適合していることを明らかにした基準等適合証明書の発行を受けることができます。

製造するとき

個別検定

登録個別検定機関による個別検定を受ける必要があります。基準等適合証明書をもって、水圧試験など実機の検査に代えることができます。

設置するとき

設置報告

小型ボイラーを設置したときは、小型ボイラー設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

使用するとき

定期自主検査

1年以内ごとに1回、定期に、自主検査を行なわなければなりません。

申請先・検定実施者
- 所轄労働基準監督署長
- 登録個別検定機関
- 指定外国検査機関

変更するとき

変更届

ボイラー等の胴、鏡板等の主要構造部分の補修、ボイラーの附属設備等の交換などボイラー等を変更しようとするときは、所轄労働基準監督署長に変更届を提出する必要があります。

変更検査

変更が完了したときは所轄労働基準監督署長による変更検査を受ける必要があります。

休止するとき

休止の報告

有効期間を超えて休止するときは有効期間中に所轄労働基準監督署長に休止の報告をする必要があります。

使用再開検査

休止の後、使用を再開しようとするときは所轄労働基準監督署長による使用再開検査を受ける必要があります。

廃止するとき

検査証の返還

廃止したときは所轄労働基準監督署長に検査証を返還する必要があります。